

第五節 学校の始まり

文明開化と学校

郡内村々の区長や戸長のところに山梨県から「童蒙おしへ草」を講読するようにとの指示が
 だされたのは、明治六年三月のことであった(宮沢明家文書)。この本は子供や婦女子にも読
 みやすく書かれており、世界の有名人の行状を通して人間の営みにとって必要な事柄を記しており、区戸長たる
 者はまず一部を買い求めて、職務の暇に熟読講究すれば村民を教導するに役立つだろうと述べている。

いかにも文明開化の時代を象徴するかのような、県からの指示であった。世界の大勢を人権思想で描いた啓蒙
 主義を、村役人たちにも伝えようとする意気込みがここに窺われる。つい数年前の徳川幕府の時代には考えられ
 ないような変化である。

区長や戸長は、目を白黒させながら「童蒙おしへ草」を入手する手だてを考えていたのだろう。丁度そのこ
 ろ、やはり県から小学校設立についての達しが村々に来ていた。学区取締の任命、小学校建設場所や幼童の人数
 の調べ、小学校の保護維持の財源、等についての達しが次々ときている。書類がくるだけでなく、県からは「学
 校設立方法」などについて出張を命じ、そのさいは病氣代人などは認めない、などと県側は強引ともいえるほど
 の積極的な態度に出ている(宮沢明家文書)。

村々の区長や戸長たちは、文明開化の時代に相応しい学校設立に消極的というわけではないが、これまでに経
 験したことがない問題だけに、対応には戸惑いがあったことは否めないだろう。

これまで谷村に興讓館があり村々には寺子屋などがあったことは知られていたが、新しい学校設立の礎石とし
 ては不十分であったことは間違いない。谷村の興讓館については、明治四年一二月に文部省へ次のように報告さ
 れている。

同国都留郡谷村 興讓館

一小訓導 支那学手跡 壹人

笠井 謙次

但一歳 金七両 二人半扶持

一通学生徒 三拾人

一教官給禄 凡金貳拾五兩

一一歳費用 凡金貳拾五兩

谷村の興讓館は、嘉永四年に代官所の保護監督を受け、地元の農商の拠金によって設立されたといわれる。こ
 の興讓館は谷村学校の前身として評価できるものであるが、この規模や内容は、学制の意図したところとは当然
 に差があることは否めない。それは村々の寺子屋でも同じである。『日本教育史資料』八巻は都留市内の寺子
 屋・私塾表には次のように記述されている。

○ 読書 御領地支配 三吉村 教師男 一

僧 戸沢誓海 生徒男七〇 女五

○ 無事庵 読書 同 谷村 教師男 一

医 小侯周仙 生徒男一五 女一〇

○ 読書 同 禾生村 教師男 一

僧 川茂岱観

生徒男四〇 女二

○ 読書 同

禾生村 教師男 一

僧 奈良廓亮

生徒男二五

この調査から漏れた寺子屋・私塾はかなりあるのではないかと思われるが、それにしても学制にともなう学校設立の直接的な前提とするわけにはいかないだろう。

もちろん学校設立の実際は現実的な対応がなされてくる。一つには教師の採用については試験をうけた「当器ノ者」が出るまでは、これまで寺子屋で教授していた神官・僧侶・農民のうちから仮採用する。また校舎についても新築でなくとも在来の寺院などを修繕してでも対応してでも設立するようにとのことであった。